

## <報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和4年7月26日

### 「DVお悩みチャット@埼玉」(DV相談)を開始!

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、家庭内や個人的な関係において行われるため、潜在化しやすい傾向があります。また、コロナ禍による外出自粛に伴う在宅時間増加などによりDVの問題が浮き彫りとなっています。

そこで、埼玉県では、若年層をはじめ、あらゆる世代がアプローチできる相談体制の整備を図り、早期に相談窓口につながるができるよう、ウェブチャットによるDV相談事業を開始します。

## ● ウェブチャットによるDV相談事業の概要

### 1 相談窓口の名称

DVお悩みチャット@埼玉

### 2 開設期間及び受付時間

令和4年8月3日(水)から毎週日曜日、水曜日及び金曜日(年末年始を除く)  
15時から21時まで(最終受付時間20時30分)

### 3 対象者

DV被害を受けている方及びその周りの方など  
(県内在住、通学及び在勤)

### 4 相談方法

(1) 県人権・男女共同参画課ホームページ「DVお悩みチャット@埼玉」に

ある「ウェブチャット相談はこちらから」をクリックするとウェブチャットにつながりますので御相談ください。

またはウェブページで「DVお悩みチャット@埼玉」を検索ください。

(2) パソコン、タブレット、スマートフォンなどチャット機能のある様々な媒体からも相談することができます。

(3) 相談者の安全安心を確保するため、相談終了後は、お持ちの携帯等に相談記録が残らないシステムとなっています。

## **5 相談費用**

無料(ただし、データ通信料は相談者の負担となります。)

## **6 相談窓口の御案内ページ**

[https://www.pref.saitama.lg.jp//a0309/dv-soudan/dv\\_soudan\\_webchat.html](https://www.pref.saitama.lg.jp//a0309/dv-soudan/dv_soudan_webchat.html)